様式第26号（第23条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（名　　　称）

（代表者氏名）　　　　　　様

身延町長

特定地域型保育事業者　確認取消（停止）通知書

次の特定地域型保育事業者について、子ども・子育て支援法第52条第1項の規定により、次のとおり確認の取消（停止）をしましたので、通知いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地域型保育事業所 | 施設 | 名　称 |  |
| 種　類 | □小規模保育事業（ □A型　　□B型　　□C型 ） |
| □家庭的保育事業 | □居宅訪問型保育事業 |
| □事業所内保育事業 |  |
| 設置場所 |  |
| 設置者 | 名　称 |  |
| 事務所所在地 |  |
| 代表者 | 職名・氏名 |  |
| 生年月日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 住　所 |  |
| 事業者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 確認年月日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 取消（停止）理由 |  |
| 取消年月日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 停止 | 内容 |  |
| 期間 |  |

教　示

この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日(身延町長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。